

おだんご 重要事項説明書

1 運営主体

名 称	有限会社コミュニティーハウス
所 在 地	松山市高砂町4丁目57番地6
電 話 番 号	089-911-8333
代表者氏名	代表取締役 井上 美智子

2 利用施設

施 設 の 種 類	事業所内保育事業小規模A型
施 設 の 名 称	おだんご
施 設 の 所 在 地	松山市平田町398番地
連 絡 先	電話番号 089-989-8810 FAX 089-911-8301
利 用 定 員	乳児2人（うち地域枠1名） 満1歳児5人（うち地域枠3名） 満2歳児5人（うち地域枠3名）

3 事業所の目的・運営方針

おだんご（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1, 3 2 8. 9 7 m ²
	園庭	7 2. 0 m ²
園舎	構造	R C 造
	延べ床面積	1 0 7. 3 6 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	7. 0 0 m ²
ほふく室	1 室	1 4. 4 9 m ²
保育室	1 室	3 2. 9 7 m ²
便所	1 室	7. 5 0 m ²
事務室	1 室	7. 5 0 m ²

※ 面積は、在園児童の人数・年齢によって変動する場合があります。

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
管理者	1 名	常勤専従 1 名
保育士	6 名	常勤専従 3 名・非常勤 3 名
嘱託医	2 名	非常勤 2 名

※ 当園では、「松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 7 月 1 1 日松山市条例第 5 2 号）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（1 2 月 3 1 日から 1 月 1 日）は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途実費負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途実費負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) その他保育に係る行事等

9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

11 支払方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。利用者負担金は、当月末日精算の翌月末払いです。

※ 現金支払いでお願いいたします。

※ 口座引き落としをご希望の方はお申し出下さい。

12 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当者	氏 名	住 所	電話番号
個人情報保護管理者	田窪 理佐	松山市平田町 398	089-989-8810

①職員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について、在職中及び退職後においても他にもらしません。

②利用乳幼児の円滑な保育を行う際に、利用乳幼児に関する情報を提供する場合には、予め文書にて保護者より同意を得ることとします。

1 3 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科

医療機関の名称	田辺医院
医 院 長 名	田辺 亮介
所 在 地	松山市北条辻 1 3 - 4
電 話 番 号	0 8 9 - 9 9 2 - 5 1 0 2

(2) 歯科

医療機関の名称	かとう歯科
医 院 長 名	加藤 弘正
所 在 地	松山市高岡町 2 0 9 - 3
電 話 番 号	0 8 9 - 9 7 2 - 7 8 7 8

1 4 緊急時の対応

お預かりしている利用乳幼児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 5 保険の加入状況

当園は、以下の保険に加入しております。

保険の種類	傷害保険・賠償責任保険		
保険の名称	学校契約団体傷害保険・幼稚園賠償責任保険		
傷害保険金額	死亡後遺症障害(最高)200 万円 入院 3,000 円(日額) 通院 2,000 円(日額) 手術保険金 入院時 30,000 円 外来時 15,000 円		
賠償責任保険	身体賠償 1 名につき	5,000 万円	
	1 事故につき	1 億円	
	財物賠償 1 事故につき	5,000 万円	

1 6 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

※ 連携内容

ア 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園職員の病気、研修受講等により保育を提供できない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

名 称	久枝幼稚園
運 営 主 体	学校法人三志学園
所 在 地	松山市安城寺町 2 1 5
電 話 番 号	0 8 9 - 9 2 4 - 8 8 7 0

※ 当園の卒園 3 箇月前までに、卒園後の利用希望を確認させていただきます。その際、連携施設となっている久枝幼稚園への入園を希望される場合は、優先的に入園することが可能です。

1 7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・火災通報装置 有 ・煙探知器 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

18 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

① 苦情等申立先

苦情相談窓口	・窓口担当者 田窪 理佐	
	・ご利用時間 8:30～ 17:30	
	・電話番号 089-989-8810	
	F A X 089-911-8301	
苦情解決責任者	・三好 壱宏（介護付有料老人ホームおはぎ 施設長）	
	・電話番号 089-989-8821	
	受け付けた苦情は、苦情解決責任者が関係者と協議し、申立者に報告を致します。	
第三者委員	田辺 亮介	住所 松山市北条辻13-4
		電話番号 089-992-5102
第三者委員	森井 弘子	住所
		電話番号
第三者委員	井上 和弘	住所
		電話番号

※意見箱を設置しておりますのでご利用下さい。

●行政等の受付機関

機 関 名	住 所	電話番号
松山市 保育・幼稚園課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6951
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会	松山市持田町 3-8-15	089-921-8353

② 虐待防止に関する窓口

担当者	氏 名	住 所	電話番号
虐待防止責任者	田窪 理佐	松山市平田町 398 番地	089-989-8810

1 9 カスタマーハラスメントへの対応について

当園では、すべての利用乳幼児と保護者に安心してご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを重要な責務と考えています。

そのため、保護者及び地域の皆さまからの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為は、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

カスタマーハラスメントに該当する行為の例

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

万が一、上記に該当する行為が認められた場合、園として以下の措置を講じます。

- ・複数名での対応
- ・事実関係の記録
- ・利用契約の解除

必要に応じて、法人本部や顧問弁護士と連携し、適切な対応を検討いたします。

正当なご意見・ご要望について

なお、当園の保育等に関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたします。お気づきの点がございましたら、遠慮なくお申し出ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

運営主体 松山市高砂町4丁目57番地6
有限会社 コミュニティーハウス
代表取締役 井上 美智子 印

事業所 松山市平田町398番地
おだんご

説明者 管理者
田窪 理佐 印

私は、本書面に基づいておだんごの利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名 :

保護者氏名： _____ 印 _____

児童から見た続柄：

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長保育料 保育標準時間	7時00分～7時30分まで	月額 1,000円 日額 30分 100円
延長保育料 保育短時間	7時00分～8時30分まで 16時30分～18時30分まで	日額 30分 100円
遠足に係る交通費	公共交通機関（電車、バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。